

デイサービス筑後カレッジ料金表

令和3年4月1日現在

■通所介護(1回あたり)

サービス提供時間	区分	所定の単位数				介護保険合計単位	※利用者負担額		
		通常規模型通所介護	個別機能訓練加算Ⅰ	個別機能訓練加算Ⅱ	入浴介助加算Ⅱ		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
3-4時間	要介護1	368単位	85単位	20単位	55単位	528単位	528円	1,056円	1,584円
	要介護2	421単位	85単位	20単位	55単位	581単位	581円	1,162円	1,743円
	要介護3	477単位	85単位	20単位	55単位	637単位	637円	1,274円	1,911円
	要介護4	530単位	85単位	20単位	55単位	690単位	690円	1,380円	2,070円
	要介護5	585単位	85単位	20単位	55単位	745単位	745円	1,490円	2,235円
4-5時間	要介護1	386単位	85単位	20単位	55単位	546単位	546円	1,092円	1,638円
	要介護2	442単位	85単位	20単位	55単位	602単位	602円	1,204円	1,806円
	要介護3	500単位	85単位	20単位	55単位	660単位	660円	1,320円	1,980円
	要介護4	557単位	85単位	20単位	55単位	717単位	717円	1,434円	2,151円
	要介護5	614単位	85単位	20単位	55単位	774単位	774円	1,548円	2,322円
5-6時間	要介護1	567単位	85単位	20単位	55単位	727単位	727円	1,454円	2,181円
	要介護2	670単位	85単位	20単位	55単位	830単位	830円	1,660円	2,490円
	要介護3	773単位	85単位	20単位	55単位	933単位	933円	1,866円	2,799円
	要介護4	876単位	85単位	20単位	55単位	1,036単位	1,036円	2,072円	3,108円
	要介護5	979単位	85単位	20単位	55単位	1,139単位	1,139円	2,278円	3,417円
6-7時間	要介護1	581単位	85単位	20単位	55単位	741単位	741円	1,482円	2,223円
	要介護2	686単位	85単位	20単位	55単位	846単位	846円	1,692円	2,538円
	要介護3	792単位	85単位	20単位	55単位	952単位	952円	1,904円	2,856円
	要介護4	897単位	85単位	20単位	55単位	1,057単位	1,057円	2,114円	3,171円
	要介護5	1,003単位	85単位	20単位	55単位	1,163単位	1,163円	2,326円	3,489円
7-8時間	要介護1	655単位	85単位	20単位	55単位	815単位	815円	1,630円	2,445円
	要介護2	773単位	85単位	20単位	55単位	933単位	933円	1,866円	2,799円
	要介護3	896単位	85単位	20単位	55単位	1,056単位	1,056円	2,112円	3,168円
	要介護4	1,018単位	85単位	20単位	55単位	1,178単位	1,178円	2,356円	3,534円
	要介護5	1,142単位	85単位	20単位	55単位	1,302単位	1,302円	2,604円	3,906円

■介護予防・日常生活支援総合事業(1月あたり)

サービス内容略称	区分	介護保険合計単位	利用者負担額
通所型独自サービスⅠ	要支援1	1,655単位	1,655円
通所型独自サービスⅡ	要支援2	3,393単位	3,393円

※上記の負担額に加えて、介護職員処遇改善加算Ⅰ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱを加えた料金が1か月の請求額となります。

介護職員処遇改善加算Ⅰは、所定の単位の合計に5.9%を乗じた単位・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱは所定の単位の合計に1%を乗じた単位を月1回算定しますので、月の利用回数に応じて変動します。

■その他の費用

食費	→	550円(回)	(昼食代・おやつ代)
作業材料費	→	300円(月)	(レクリエーションの材料・脳トレ資料の印紙代・冊子の購入費等)
口座引落とし手数料	→	100円(月)	
おむつ代	→	実費	(持参される場合は無料)

介護職員等特定処遇改善加算 算定に係る「見える化要件」について

介護や福祉に関わる職員（以下介護職員等）の処遇改善については、国によりこれまで何度かの取組みが行われてきました。2019年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、それぞれ「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人においても算定を行っております。当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります

1. 現行の介護職員処遇改善加算の（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
2. 現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
3. 現行加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

3の「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。

この要件に基づいた当法人の取組みは以下のとおりです。

- 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

入職促進に向けた取組

- 法人の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための背策・仕組みなどの明確化

資質の向上

- 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

両立支援・多様な働き方の推進

- 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

腰痛を含む心身の健康管理

- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施

生産性向上のための業務改善の取組

- 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化

やりがい・働きがいの醸成

- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

当法人では、今後も介護に関わる職員の

働きやすい環境づくりや処遇の改善に努めてまいります。